

中学生と町長が意見交換



しんとみ

広報

お知らせ版 No. 1

平成 28 年 12 月 9 日発行 (次号 12 月 22 日)

編集:まちおこし政策課(担当:圓崎^{えんざき} ☎33-6012)
 ※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。
<http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/>
 本紙は、ホームページからダウンロードできます。

「中学生と土屋町長がまちづくりを語る会」が町内の各中学校であり、町長と中学生が新富町の未来や理想の姿について意見交換しました。この日のために事前に学習していた中学生からは、町の財政事情や人口減少問題についての鋭い質問も飛び出し、町長をうならせました。 ※写真は新田

年末年始のごみ収集

日頃から、ごみの分別収集にご協力いただきありがとうございます。年末年始のごみの収集は、以下のとおりです。ごみの減量化や資源化に努め、計画的なごみ出しを行っていただきますよう、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

※○印は通常収集、×印は収集しません、◎印は臨時収集

12月				1月			
日	曜	収集		日	曜	収集	
19	月	○	燃やせるごみ	1	日	×	元旦
20	火	○	資源ごみ(びん・缶、ペットボトル、その他の金属)	2	月	×	
21	水	○	燃やせるごみ	3	火	×	
22	木	○	資源ごみ(容器包装プラ類、古紙、古布類)	4	水	○	燃やせるごみ
23	金	×	祝日(天皇誕生日)	4日(水曜日)以降、通常収集となります			
24	土	×	塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)の搬入はできません	※資源ごみ(容器包装プラ類、古紙、古布類)の収集については、12月22日(木)が年内最後の収集日となりますのでご注意ください。			
25	日	×	塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)の搬入はできません	※塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)の粗大ごみ等の受入については、12月は込み合うことが予想されますので計画的な搬入をお願いします。また、年始は1月7日(土)からの搬入となります。			
26	月	○	燃やせるごみ	※塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)にて指定袋に入るプラ類や小型家電などを搬入される方が多く見受けられますが、受入できません。(粗大ごみ等のみ)分別して収集所へ出すようお願いします。			
27	火	○	資源ごみ(びん・缶、ペットボトル、その他の金属)				
28	水	○	燃やせるごみ				
29	木	×					
30	金	◎	燃やせるごみ				
31	土	×		◎問合せ:環境水道課 (担当)倉永 ☎33-6072			

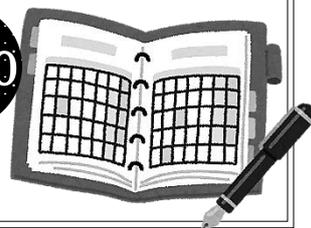
宮崎県民手帳 2017

平成 29 年版の「宮崎県民手帳」を発売中です。

購入は、新富町役場まちおこし政策課、新田支所、上新田地区町民サービスコーナーでお願いします。

◎問合せ:まちおこし政策課 ☎33-6012

¥600



1 2月町税等の納期限が間近です

口座振替をご利用の方は、預貯金の残高確認をお願いします。
なお、新富町は口座振替を推進しております。納付書で納められている方は、便利で安全・確実な口座振替を利用ください。

問合せ：税務課
ずしやすとも
(担当) 圖師康友 ☎33-6076

○12月の町税等の納期限及び口座振替日

税目	期別	納期限	口座振替日	口座再振替日
固定資産税	第3期	12月26日(月)	12月26日(月)	再振替は ありません。
国民健康保険税	第6期			

※納期を経過しますと、督促料、延滞金が加算されますのでご注意ください。

新富町1月定例教育委員会の開催

- 日時 12月26日(月) 午前9時30分から
- 場所 新富町役場3階A会議室

問合せ：教育総務課
おぐられいこ
(担当) 小倉令子 ☎33-6079

【傍聴について】

※会議の傍聴をされる方は、当日、開催予定時刻の10分前までに開催場所にて受付を済ませてください。
※定員を超えた場合および議案の内容により、入場を制限する場合があります。

行政機関等に対する苦情・要望は行政相談員へ

福祉、登記、年金などに関することや生活面での安全対策等、行政(国・県・町)に関して困ったことや相談したいことなどありましたら、お気軽にご相談ください。

- 日時 12月22日(木) 午前9時30分～正午
- 場所 福祉学習等供用施設(旧中央公民館)
- 相談員 高木正敏(新田新町)

問合せ：総務財政課
こだまようへい
(担当) 児玉洋平 ☎33-6002

農耕作業用自動車のナンバー登録をお願いします

乗用装置のある農耕作業用自動車は、公道を走る・走らないに関わらず軽自動車税がかかります。
そのため・・・

- ・軽自動車税の申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。
- ・現在所有されている方で登録がまだの方も申告をお願いします。

課税対象になるのはどんな車両？

農耕作業用自動車には次のようなものがあります。

農耕用トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、
田植え機等で乗用装置のあるもの



ナンバープレート交付(申告)に必要なもの

1. 所有者、使用者の印鑑
2. 車種、車名(メーカー名)、型式、車台番号、型式の分かるもの
3. 販売証明書(販売店から購入された場合)

問合せ：税務課
せいとしふみ
(担当) 清紀文 ☎33-6076

夕暮れ時の「早めの点灯」・「ピカピカ運動」実施中！

現在、県下で夕暮れ時の「早めの点灯」・「ピカピカ」運動を実施しています。

例年、10月から12月の夕暮れ時から夜間にかけて、歩行者が犠牲となる死亡事故が多く発生しています。

運転者は「早めのライト点灯」を、歩行者は「反射材」を積極的に利用し、交通事故を未然に防ぎましょう。

問合せ：防災基地対策課
むらおかゆうき
(担当) 村岡佑樹 ☎33-6027

締切間近！臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金

平成28年度臨時福祉給付金等の申請(請求)期限は、平成29年1月4日(水)です。まだ申請をされていない方は、早急にお手続きをお願いいたします。

問合せ：福祉課
いのうえとおる
(担当)井上透 ☎33-6382

○支給対象者は？

	平成28年度臨時福祉給付金	障害・遺族年金受給者向け給付金
支給対象者	基準日(平成28年1月1日)に住民票が新富町にあり、平成28年度の住民税(均等割)が課税されていない方。(高齢者向け給付金の支給対象者も受給できます)	平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方。(高齢者向け給付金の受給者を除きます)
	※未申告の方は対象になりませんので、まだ平成27年中の収入・所得の申告がお済みでない方は、速やかに税務課で申告をお願いします。 ※本人が住民税(均等割)非課税であっても、課税されている方に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者などは対象外です。	
給付額	3,000円/人	30,000円/人

○申請方法は？ 「臨時福祉給付金申請(請求)書」に本人確認書類及び指定口座確認書類を添付して福祉課へご請求ください。

本人確認書類 → 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券(パスポート)などの写し
指定口座確認書類 → 金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し

宮崎県町村会職員採用試験の実施

1. 採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
上級	一般事務	1名	町村行財政に関する調査研究、国と町村との連絡調整、町村関係共済事業、自治会館運営事業等にかかる一般事務

2. 受験資格

平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者または平成29年3月に卒業見込みの者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (ア)日本国籍を有しない者
- (イ)成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (ウ)禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (エ)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の日時・場所ほか

試験	試験の日時	試験場
一次試験	平成29年1月29日(日) 午前9時～	宮崎県自治会館3階会議室

4. 受験申込受付期間

12月12日(月)～12月26日(月) 午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日を除きます。郵送の場合は、12月26日までの消印のあるものに限り受け付けます。

5. 申込用紙の交付場所

〒880-0804 宮崎市宮田町1番8号
宮崎県自治会館1階 宮崎県町村会総務課

◎その他、詳細は宮崎県町村会へ問い合わせさせていただくか、ホームページをご覧ください。

<http://hpm.myzck.gr.jp/display.php?cont=161128084006>

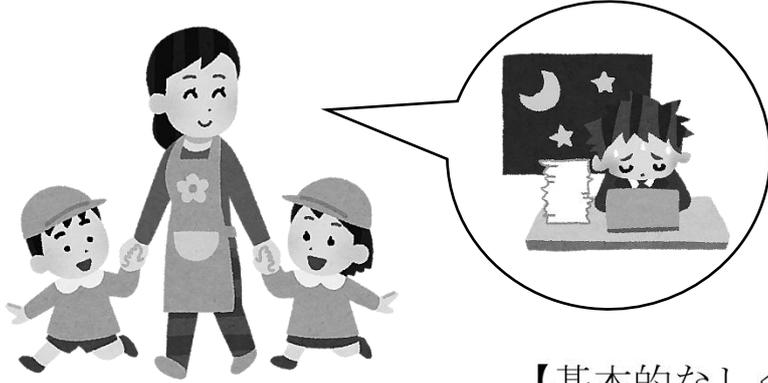
問合せ：宮崎県町村会総務課

☎0985-27-7711

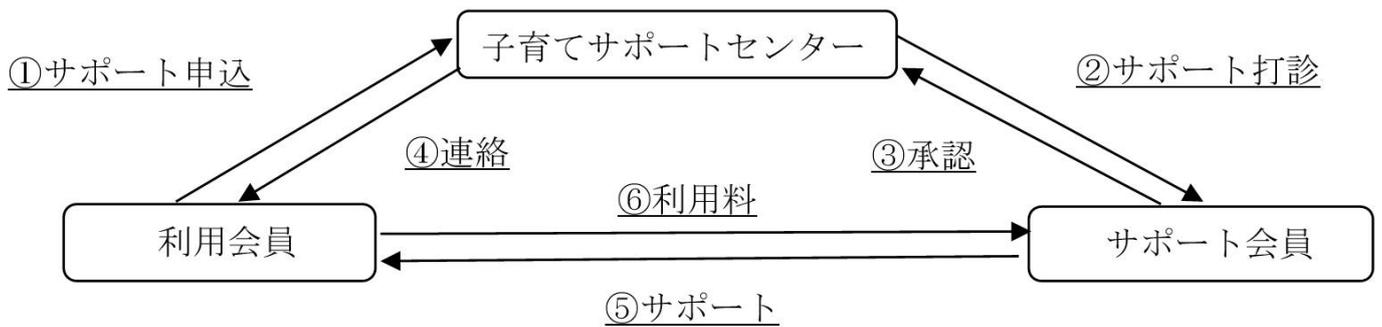
みやざき子育てサポート事業の利用会員を募集します！

みやざき子育てサポート事業は、子育て家庭の保護者が残業や出張、冠婚葬祭、子どもが病気の時(病気回復期)などに、お子さんの送迎や一時的なお預かりをする会員の支えあいネットワークです。

利用には会員登録が必要です。登録後子育てサポートセンターでは、利用会員(子どもを預けたい方)に対応するサポート会員(子どもを預かる方)をあらかじめ紹介し、会員同士の相互理解が深まるようにマッチングをします。



【基本的なしくみ】



○利用会員資格 宮崎県内に居住し、子育ての支援を受けたい方

○サポート対象 生後6か月～小学生まで

○サポート内容 サポート会員の自宅等において、以下のお子様の一時的な預かりを行います。

- ・ 保育所等への通所開始前までの預かり
- ・ 保育所等への送迎及び帰宅後の預かり
- ・ 放課後児童クラブの迎え及び帰宅後の預かり
- ・ 保育所・学童等休み時の預かり
- ・ 急な残業や出張の際の預かり
- ・ 病気の時(病気回復時)で保育所等への通所が困難な場合
- ・ その他育児に関する必要な援助(冠婚葬祭など)

○利用料金 通常時(1時間あたり)

月～金(午前7時～午後7時まで)	600円
土・日・祝日及び上記以外の時間	700円

病気の時(病気回復期)にあり集団保育の困難な時期)

月～金(午前8時～午後7時まで)	650円
土曜日の午前8時～正午まで	750円

※同一世帯の複数の子どもを預ける場合、2人目からは半額とします。
 ※依頼当日にキャンセルをされた場合、キャンセル料をいただきます。

○補償保険 万が一の事故に備え、保険に加入していますので安心です。保険料は、利用会員、サポート会員ともに無料です。



問合せ：みやざき子育てサポートセンター

☎0985-28-0707

みぞべゆうこ
 町民こども課 (担当)溝邊悠子 ☎33-1293